

第2次小樽市都市計画マスタープラン

(令和元年5月31日時点)

第4回策定委員会資料

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

目次

序章 都市計画マスタープランについて

1. 目的
2. 位置付け
3. 都市計画を取り巻く社会情勢
4. 構成

第1章 まちの特徴と課題

1. まちの特徴
2. 市民意向
3. 現行計画の取組状況
4. まちづくりの課題

第2章 まちづくりの目標とまちの姿

1. 将来都市像・基本目標
2. まちの骨格

第3章 まちづくりの部門別方針

1. 土地利用の方針
2. 交通の方針
3. 緑の方針
4. 生活環境の方針
5. 都市景観の方針
6. 都市防災の方針

第4章 地域別まちづくりの方針

1. 地域別構想について
2. 地域別まちづくりの方針
 - (1) 塩谷地域
 - (2) 長橋・オタモイ地域
 - (3) 高島地域
 - (4) 手宮地域
 - (5) 中央地域
 - (6) 山手地域
 - (7) 南小樽地域
 - (8) 朝里地域
 - (9) 銭函地域

第5章 都市計画マスタープランの推進に向けて

まちづくりの目標とまちの姿

1. 将来都市像・基本目標

(1) まちづくりの基本的な考え方

本市には北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源や変化に富んだ美しい海岸線、緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれる街並みがあります。

この小樽を次代に継承するため、本市では平成15年に策定した小樽市都市計画マスタープランに基づき、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指してきましたが、急速に進む人口減少や少子高齢化の中で生じる様々な課題への対応に当たっては、さらなる取組が必要となっています。

小樽が「住んでみたい」、「住みよい」、「魅力的」なまちとなるよう、多彩な地域資源や都市基盤を効果的に活用して、全ての人が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少などの社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。このため、市民と支えあい、互いに誇りや郷土愛を持って協働によるまちづくりを進めます。

◆ 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す第2次都市計画マスタープランの将来都市像は、以下のよう設定します。

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽』

(2) 基本目標

1) 活力と魅力あふれるまちづくり

交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、多彩な地域資源を効果的に活用して何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

また、広域交通ネットワークの形成に努めるほか、地域地区^{※1}等の土地利用計画制度の活用により産業を誘導するなど、産業振興により働く場の確保を図り移住・定住を促進します。

にぎわいのある中心市街地の形成やそれぞれの地域の個性を生かした拠点の形成を図るとともに、拠点間を交通ネットワークで結ぶなど、活力を生み出すまちづくりを目指します。

① 魅力を高め交流するまちづくり

歴史的建造物や街並みなど地域の特性を生かして、まちの魅力を高め多くの人を呼び込み交流するまちづくりを進めます。

② 広域交通ネットワークの形成

札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かし、生産・流通活動の振興や交流の拡大を図る広域的な交通ネットワークの形成に努めます。

③ 個性を生かした拠点の形成と連携

様々な交流や生産活動の場は、個性豊かな拠点としての形成を図るとともに、機能の強化や連携を図る拠点間ネットワークづくりを進めます。

④ 活力とにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、JR 小樽駅周辺の再開発など面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、利便性と快適性の向上や本市特有の景観を生かし、観光拠点などと一体的な整備に努め、活力とにぎわいづくりを進めます。

2) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全・安心で暮らしやすく、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

① 移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり

住環境や生活利便性の向上により、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

② 全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

空家等対策の推進や効率的な雪対策の充実を図るとともに、地震や大雨など災害に強い生活基盤の充実により、全ての人にとって、安全・安心で快適に暮らしやすく、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

③ 人にやさしいまちづくり

安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、全ての人々が円滑に移動できる交通環境の形成に努めます。また、コミュニティ活動の拠点の維持に努め、ふれあいのある地域社会づくりを目指します。

※1 地域地区

都市計画区域内の土地をどのような用途に利用すべきか、どの程度に利用すべきかなどということを都市計画として定め、建築物の用途、容積、構造等に関し一定の制限を加えることにより、その適正な利用と保全を図ろうとするもの。

(用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域又は準防火地域など)

3) 自然を大切に、歴史・文化を育むまちづくり

豊かな自然環境や小樽の歴史、文化が息づく歴史的な街並みなどの資源を本市固有の財産として守り育て、魅力度の向上に資するまちづくりを目指します。

① 自然環境と調和したまちづくり

海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくりを進めます。

② 景観資源を守り育てるまちづくり

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の景観資源を守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

4) 持続可能で効率的なまちづくり

人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくりを目指します。

① 効率的なまちづくり

人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう市街地の範囲や拠点のあり方の検討を進め、中心拠点と複数の地域拠点に公共施設などの都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

② 地域公共交通網の形成

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

2. まちの骨格

本市の都市構造（都市環境の形成、広域交通ネットワーク、エリアと連携軸）の形成について、基本的な考え方を整理します。

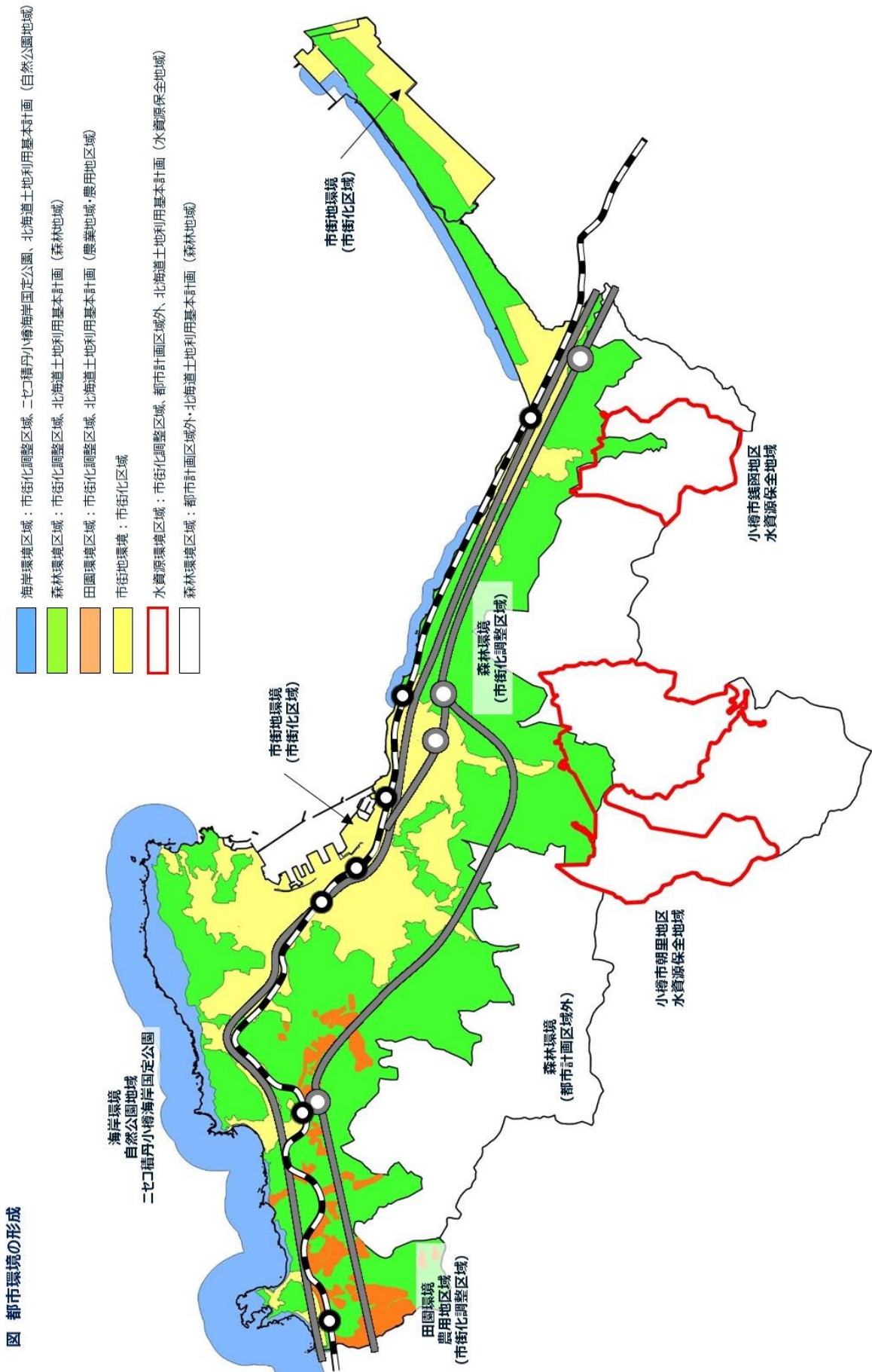
(1) 都市環境の形成

市域を構成する環境特性を明確にするため、都市環境を「海岸」「森林」「田園」「市街地」「水資源」の5つに区分し、整備、開発及び保全に関する方針を明らかにします。

表 都市環境

環境区分	都市環境形成の方針	
海岸環境区域 (市街化調整区域)	自然環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸地域は、水産資源の宝庫であるとともに、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・海岸線の周辺における整備・開発は必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。
森林環境区域 (市街化調整区域)	自然環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は、大気浄化や水源の涵養などの機能を持つほか、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境に十分配慮し、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。 ・市民の憩いの場となるスキー場、ゴルフ場、キャンプ場などの施設がある朝里川温泉地区、天狗山・毛無山・春香山周辺地区は、今後も観光・レクリエーションの拠点として周辺の環境に配慮し、調和のとれた土地利用に努めます。
田園環境区域 (市街化調整区域)	生産環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・塩谷・桃内・蘭島地区の農地は、良好な生産の場や体験農園など市民が親しめる場として、その環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。 ・桃内地区などについては、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、生活環境の維持・保全に努めるとともに、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。
市街地環境区域 (市街化区域)	生活環境の整備・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の機能を有効に活用しつつ、都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の整備・開発を図ります。 ・市街地の良好な生活環境の形成を図るため、災害に強い生活基盤の充実や高齢者などに配慮したまちづくりに努めます。 ・自然、歴史、景観など地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。
水資源環境区域 (市街化調整区域・都市計画区域外)	水資源環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・朝里・銭函地区に存在する水資源保全地域の保全のため、関係機関との連携に努めます。

図 都市環境の方針



第2次 小樽市都市計画マスタープラン

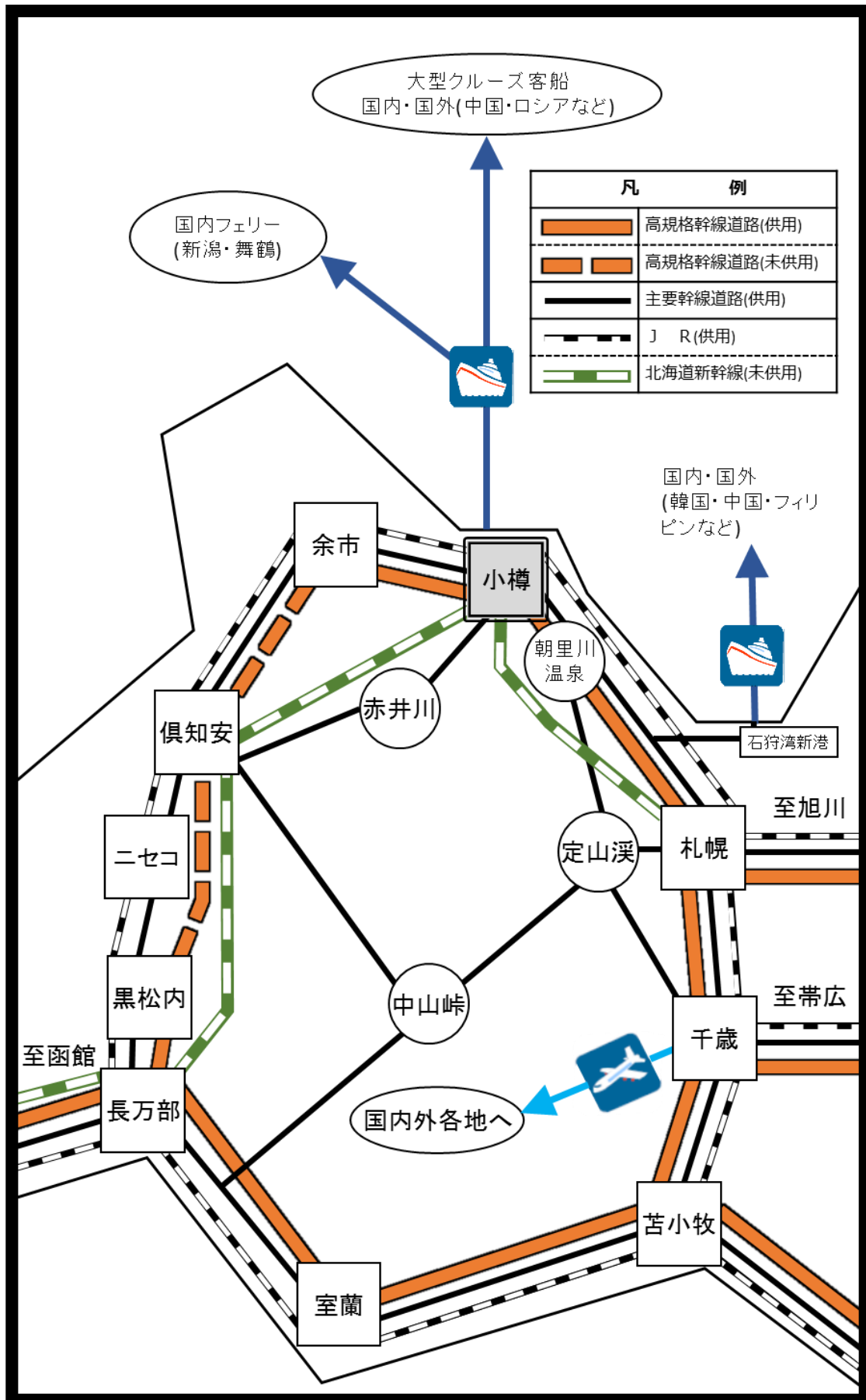
(2) 広域交通ネットワークの形成

主要道路網、鉄道、港湾による地域間や都市間を連絡する広域交通ネットワークを設定し、広域的なつながりを明確にします。

表 広域交通ネットワーク

区分	施設名	役割・方向性
道路	高規格幹線道路 北海道横断自動車道（後志自動車道）	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内での高速交通ネットワークを形成 交通混雑の解消、広域における物流の円滑化、地場産業の発展、観光需要（国内外）の増加を促進 広域における災害時の緊急輸送ルート及び国道5号の代替ルート
	北海道横断自動車道（札幌自動車道）	<ul style="list-style-type: none"> 小樽と札幌を結ぶ、都市間自動車専用道路 道央圏や道北圏等との物流・交流の拡大 高次医療の享受や救急患者搬送の安定 買物・レクリエーション等日常生活における利便性が向上
	主要幹線道路 国道5号	<ul style="list-style-type: none"> 函館市を起点とし、後志圏を經由して小樽、札幌を結ぶ主要道路 本市の広域交通の骨格軸
	国道393号	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市奥沢を起点とし、赤井川村を經由して倶知安町に至る主要道路 地域間交流の活性化のほか、物流の円滑化や主要観光地へのアクセス性の向上 災害時の緊急輸送ルート及び国道230号の代替ルート
主要幹線道路	国道337号	<ul style="list-style-type: none"> 千歳市を起点に江別市・石狩市・札幌市を經由して、札幌自動車道銭函ICに至る主要道路（道央圏連絡道路） 小樽港や石狩湾新港と新千歳空港、苫小牧港を結び、工業拠点の生産・流通機能の向上
	道道小樽定山溪線	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市新光を起点とし、札幌市定山溪の国道230号と結ぶ主要道路 朝里峠は四季折々に美しい山岳景観が広がり、観光道路としても魅力的なルート
鉄道	北海道新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 青森を起点とし、北斗、八雲、長万部、倶知安、小樽を經由して、札幌に至る延長約360kmの北回りルート 高速性、安全性、定時性などが格段に優れており、他の交通機関と比べ二酸化炭素の排出量も非常に少ない。 開業により本州をはじめとして北海道内と一層の交流促進・拡大
	JR 函館本線	<ul style="list-style-type: none"> 函館から長万部、倶知安、小樽、札幌などを經由して旭川に至る主要ルート 後志方面や小樽・札幌間における利便性の向上を促進
港湾	小樽港	<ul style="list-style-type: none"> 日本海側の商業港として海上貨物輸送を中心とした物流拠点 本市と新潟、舞鶴をフェリーで結ぶ日本海航路は、北海道と本州を連絡する重要なルート 大型クルーズ客船の寄港地 航路の拡充に努め、国内外との交易・交流を促進
	石狩湾新港	<ul style="list-style-type: none"> 札幌圏における海上貨物輸送を中心とした物流拠点 小樽港とそれぞれの特性を生かしながら、連携を強化した物流の促進

図 広域交通ネットワーク



第2次 小樽市都市計画マスタープラン

(3) エリアと連携軸

1) エリア

様々な交流や生産活動の場である主要な地区をエリアと位置付け、エリア間を連携するネットワークづくりを進めます。

「エリア」の機能を明確にするため「生活」「生産」「交流」に区分します。

表 エリア

機能	エリア		役割・方向性
生活機能	生活・利便 にぎわいエリア	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心部として、商業・業務など多様なサービス機能が集積するエリア にぎわいの創出を図るため、商業の振興やまちなか居住を促進します。
	市民潤いエリア	小樽公園 手宮公園 長橋なえぼ公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近なスポーツやレクリエーション、自然を生かした体験学習の場としてのエリア 施設の充実を図り、潤いのある空間の維持に努めます。
生産機能	生産・物流エリア	小樽港地区 石狩湾新港地区 銭函工業団地	<ul style="list-style-type: none"> 港湾機能を生かした生産・流通機能を集積するエリア 既存工業機能の集積、技術の高度化、新たな産業の立地に対応します。
		塩谷・桃内・蘭島地区 高島地区	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の供給地で都市近郊の農業エリア 漁港機能を生かした水産物の供給エリア 生産活動を支える機能の適切な維持に努めます。
交流機能	観光・歴史交流エリア	小樽運河・本通線・旧国鉄 手宮線周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 小樽運河などを中心とする歴史的建造物等を活用した観光エリア 中心市街地との回遊性の向上に努めます。
	観光・レクリエーション 交流エリア	JR 小樽築港駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> JR 小樽築港駅を中心とした広域的な商業・レクリエーション・医療などの生活サービス機能が複合するエリア 親水性と小樽らしさを生かした広域的生活サービス機能などを提供するとともに、中心市街地との連携を図ります。
		祝津周辺地区 オタモイ周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客が、水族館、ヨットハーバー、鯉御殿、優れた景観などを楽しめるエリア 海蝕された地形が連続する景勝地や文化財などを生かした魅力ある観光・海洋レクリエーションのエリアとして活用します。
		蘭島地区 塩谷地区 銭函地区	<ul style="list-style-type: none"> 海水浴やマリンスポーツなどが楽しめるエリア 自然環境に配慮し、親水エリアとして活用します。
	山麓ライン 交流エリア	朝里川温泉地区	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、スポーツ機能を中心とした観光拠点「ゆらぎの里」があるエリア 定山渓温泉方面からの玄関口であり、特色のある観光・レクリエーションの場として活用します。
		天狗山周辺地区 毛無山周辺地区 春香山周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客が豊かな自然環境に親しめるエリア 自然環境に配慮し、観光・レクリエーションの場として活用します。
広域交通 結節エリア	北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区 JR 小樽駅周辺地区 小樽港第3号ふ頭周辺地区 勝納ふ頭周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 広域交通との結節機能を有するエリア 小樽観光や後志圏への玄関口としての役割を担います。 	

第 2 次 小樽市都市計画マスタープラン

2) 連携軸

「生活」「生産」「交流」のエリアを連絡するネットワークを設定し、まちづくりの軸を明確にします。

表 連携軸

	区 分	役 割
エ リ ア 間 ネ ッ ト ワ ー ク	骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 小樽駅周辺を中心として主要結節点を結び、広域的なネットワークを形成する軸 ・北海道横断自動車道（後志自動車道、札幌自動車道）、国道 5 号を主体とし、交流・生産・生活・交通などの多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸
	海岸連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区、JR 小樽築港駅周辺地区などを結ぶ軸 ・道道小樽港線（臨港線）、道道小樽海岸公園線など産業や交流の連携を担う軸
	山麓連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 393 号、道道小樽定山溪線、道道小樽環状線など主要結節点を結ぶ軸 ・市民生活の利便性や山麓ラインの交流機能の向上のほか、産業や流通に寄与する広域的な交通を担う軸
	産業連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・銭函工業団地と石狩湾新港地区を結ぶ軸 ・国道 337 号を主体とする港湾機能と生産・流通機能の連携を担う軸
	生活軸	<ul style="list-style-type: none"> ・市道を主体とした日常生活を支える軸
	観光連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅や小樽港第 3 号ふ頭などから、中心部や小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区を結ぶ軸 ・観光振興に資する円滑な移動を支える軸
	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線や J R 函館本線により本市と道内外を結ぶ軸 ・交流の促進や経済活動の活発化に寄与する広域的な交通を担う軸

まちづくりの部門別方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本的考え方

市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形で、平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。

また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します

豊かな自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本としつつ、今後の土地利用などの動向や将来見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めます。

2) 地域の特性を生かします

住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置に努め、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。

また、社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの課題に的確に対応するため、適切に用途地域等の見直しの検討を進めるとともに、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を生かした都市空間の創出を図ります。

3) 高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます

既成市街地は、土地利用などの状況と将来の見通しを勘案しつつ、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進めるとともに、土地の高度利用や空き家等の低・未利用地の有効活用を促進します。

さらに、公共施設の跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

特に JR 小樽駅周辺の中心市街地は、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用と都市機能の更新を図り、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を促進するとともに、本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

(2) 土地利用の方針

土地利用を住居系、商業系、工業系に区分し、これらの土地利用を各ゾーンで構成します。

1) 良好な住環境を創出する住居系土地利用

① 低層住宅ゾーン

周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地を形成する地区を低層住宅ゾーンとして、幸、望洋台、桂岡、桜、赤岩、オタモイ、最上などに位置付けます。

- 今後とも地区計画制度などの活用により、周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 良好な住環境に配慮しつつ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に柔軟に対応した土地利用を図ります。

② 中高層住宅ゾーン

中高層の住宅や店舗などが適度に混在した中密度の住宅地を形成する地区を中高層住宅ゾーンとして、桜、祝津、オタモイ、JR 小樽築港駅周辺地区、緑、入船、銭函などに位置付けます。

- 低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。

③ 一般住宅ゾーン

住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在した住宅地を形成する地区を一般住宅ゾーンとして、中心市街地の周辺や塩谷、長橋、銭函、新光、桜、星野、高島などの幹線道路の周辺等に位置付けます。

- 住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。

2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

① 中心商業ゾーン

都市活動の拠点として都市機能が集積し、本市経済の中心となる商業地を形成する地区を中心商業ゾーンとして、JR 小樽駅周辺の稲穂、色内、花園などに位置付けます。

- 商業、業務、交通結節機能を高めるため、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。
- 本市特有の歴史・文化・街並み景観など地区の特性を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を促進します。

② 住商複合ゾーン

中心商業ゾーン周辺の商業地と周辺住宅地の生活サービスを担う商業地を形成する地区を住商複合ゾーンとして、入船、錦町、新光、花園、稲穂、奥沢、緑などに位置付けます。

- 身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、地区内やその周辺への居住を促進します。

③沿道サービスゾーン

幹線道路の沿線は、商業施設などの立地に対応する沿道サービスゾーンとして、銭函、新光、奥沢、天神、長橋、塩谷、蘭島、などに位置付けます。

- 交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。

④観光・レクリエーション交流ゾーン

自然景観や親水空間、温泉などの地域の特性を生かし魅力ある空間を形成する地区を観光・レクリエーション交流ゾーンとして JR 小樽築港駅周辺地区、朝里川温泉地区、第 3 号ふ頭及び周辺地区に位置付けます。

- JR 小樽築港駅周辺地区は、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図ります。
- 朝里川温泉地区は、自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、機能の向上に努めます。
- 小樽港第 3 号ふ頭及び周辺地区は、国際旅客船ふ頭を核とし、観光・商業施設と一体となった、にぎわいある交流空間の創出を目指します。

⑤観光・歴史交流ゾーン

歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した魅力ある空間を形成する地区を観光・歴史交流ゾーンとして小樽運河・堺町本通地区などに位置付けます。

- 小樽運河・堺町本通地区などは、歴史的建造物や文化財と調和した商業・流通業務地として、更なるにぎわいの創出のため、個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。

3) 生産や物流を支える工業系土地利用

①工業流通ゾーン

道央圏における立地特性や港湾機能を生かし、既存技術の集積や新たな産業の立地を促進する地区を工業流通ゾーンとして、銭函工業団地、小樽港臨港地区、石狩湾新港地区に位置付けます。

- 銭函工業団地は、北海道職業能力開発大学校など近隣の教育・研究機関との連携を図りつつ、都市型工業^{※2}の集積や新たな産業の立地にも対応します。
- 小樽港臨港地区においては、港湾機能を生かし、一部の交流空間との効率的なすみわけを行い、機能的な工業・流通活動を支える土地利用を図ります。
- 石狩湾新港背後地区は、今後の工業・流通の発展動向や社会経済情勢の変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な施設立地にも対応した土地利用を検討します。
- 周辺環境を考慮した工業を誘導するため、特別用途地区等を活用します。

②住工共生ゾーン

都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区を住工共生ゾーンとして、奥沢、天神、銭函、塩谷、新光、祝津、オタモイ、などに位置付けます。

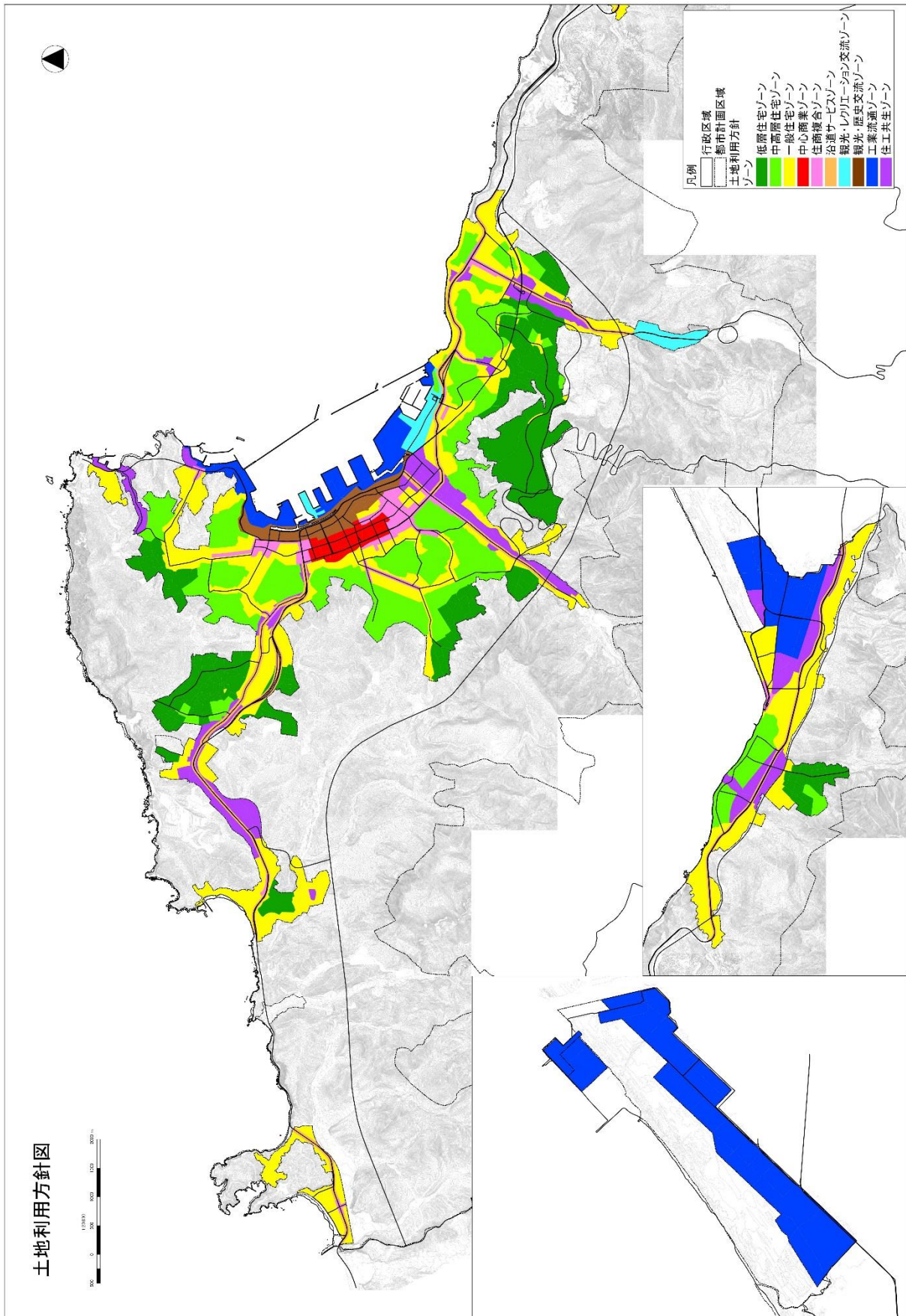
- 都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。

第 2 次 小樽市都市計画マスタープラン

4) 市街地において配慮すべき土地利用

- 良好な空き家や低・未利用地については、有効活用を促進し、市街地環境の維持・改善を図ります。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討します。
- 地区の特性に応じた良好な都市環境の維持・改善を図るため、地区計画を有効に活用していきます。
- 小中学校などの公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和に十分配慮しつつ、民間による利活用も含め地域の発展や本市のまちづくりに資する土地利用を検討します。

(図 土地利用方針図)



2. 交通の方針

(1) 基本的考え方

交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、生活する上で欠くことのできない都市基盤です。
現状を見ると、自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、長期未整備の都市計画道路など様々な課題を抱えています。
これらの多様な課題に適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

1) 交通ネットワークの確立を目指します

- 後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。
- 長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、日常生活や経済活動を支える交通ネットワークの充実に努めます。
- 駅などの交通結節点の機能強化を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実に努めます。

2) 全ての人々が安全・安心で快適に移動できる交通環境の実現を目指します

- 歴史的な街並みを楽しめる路づくりに努めます。
- JR 小樽駅周辺などにおける都市計画駐車場等の需要と供給の現況や将来の見通しを勘案し、必要に応じてその配置等の見直しを行うとともに、駐車場情報の提供などに努め、交通の円滑化を図ります。
- 安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。
- 騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現に努めます。
- 都市防災の観点から、避難路などの機能を併せもつ交通環境の形成に努めます。

(2) 交通の整備方針

交通施設は、交通需要や整備効果、土地利用誘導効果などを的確に評価して計画的な整備を進めます。

1) 交通ネットワークの強化

① 広域的な路線等の整備

- 北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道5号は、局所的な危険箇所の解消により安全性の向上を促進するなど、主要幹線道路ネットワークの充実に努めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅へのアクセス道路については、国道393号など必要に応じ、交通機能の向上等に努めます。
- 主要幹線道路交差点の改良などを促進し、交通の円滑化を図ります。
- 道路利用者の安全性や快適性の向上のため、「道の駅」などの休憩施設の整備について検討します。

② 都市の機能を強化する路線等の整備

- 中心市街地を迂回し、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線は整備を促進し、通過交通による交通混雑の解消や後志圏・札幌圏へのアクセスの充実に図ります。
- 臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。
- 長期末整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。

③ 海上交通の拡充

- 小樽港は、フェリー拠点都市として航路の利用促進を図るとともに国内外との交易・交流の充実に努めます。

2) 駐車場の整備、利用促進

- JR小樽駅周辺などにおける交通の円滑化と利便性の向上を図るため、必要に応じて駐車場整備計画を策定するなど、計画的な駐車場の配置に努めます。
- 駐車場情報の適切な提供により、既存駐車場の有効利用に努めます。
- 補助制度や融資制度の活用をPRすることにより、駐車場建設の促進に努めます。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

3) 公共交通の充実

① 広域交通体系の確立

- 北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、新小樽（仮称）駅前広場の整備を促進します。
- JR 小樽駅の駅前広場は、交通結節点として求められる機能・施設について検討し整備を図ります。
- 広域路線バスと鉄道との連携を促進し、利便性の向上を図ります。

② 都市内交通環境の充実

- 将来にわたり、安定的かつ持続可能な公共交通の維持・確保に向け、関係機関と連携を図りながら地域公共交通網の構築を進めます。
- 北海道新幹線を利用して小樽を訪れる観光客などが、市街地や観光拠点などへ円滑に移動できるよう、アクセス機能の充実に努めます。

4) 歩行者交通環境の充実

- 旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。
- 歩道整備の際には、誘導ブロックの設置などのバリアフリー化により、すべての人が安心して歩くことのできる空間の確保に努めます。
- 主要幹線道路の歩道の無電柱化などを促進し、安全で快適な歩行者空間の創出や良好な景観の形成に努めます。

3. 緑の方針

市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割をもっています。

今後も、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共生関係を目指し取り組みます。

(1) 公園・緑地等の方針

1) 基本的考え方

地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

① 緑のネットワークの保全

公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。

また、河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。このため、適切な維持管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。

② 市民との協働による緑化活動の推進

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

2) 公園・緑地等の整備方針

① 身近にふれあえる公園・緑地等の維持・整備

■ 公園・緑地等は、適切な維持管理に努めるとともに、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して利用できる公園・緑地等の整備を進めます。

また、地域ごとに求められる機能を把握し、市民に親しまれる施設の再整備を進めるとともに、緑の少ない地区については、緑化重点地区の指定を検討します。

■ 長期末整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な計画の見直しについて検討します。

② 街路樹の保全

まちに潤いを与える道路景観を維持するため、街路樹の適切な保全に努めます。

③ 防災機能を有する公園・緑地等の整備

市民生活の安全を確保するため、公園・緑地等を災害時の避難場所として活用することや防災機能を有する公園の整備を検討します。

④ 水辺を生かした潤いある空間の創出

勝納川、朝里川、星置川、蘭島川などの比較的大きな河川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸のひとつです。これらの河川は、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

3) 市民と一体となった緑づくり

① パートナーシップの強化と緑化活動への支援

緑に親しむイベント等により緑化への関心を高め、市民とのパートナーシップの強化に努めます。
また、北海道のフラワーマスター認定登録制度を活用するなど、市民による緑づくりを支援します。

② 緑化推進拠点の活用

緑や園芸に関する相談や情報提供など緑化推進の拠点として手宮緑化植物園内の緑の相談所を活用します。

また、長橋なえぼ公園は、自然を生かした体験学習の場として、施設の活用を図ります。

③ ボランティア活動への参加促進

緑化への関心を高めるため、花の苗の育成や植栽など、公園づくり等に関わるボランティア活動への参加を促進します。

(2) 自然環境の方針

1) 基本的考え方

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果をもち、本市の大きな特色のひとつです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

2) 豊かな自然環境の保全

市街地背後の山々は、一部が保安林となっており、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区や自然景観保護地区のほか、北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域にも指定されています。

この「山々の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、保全します。

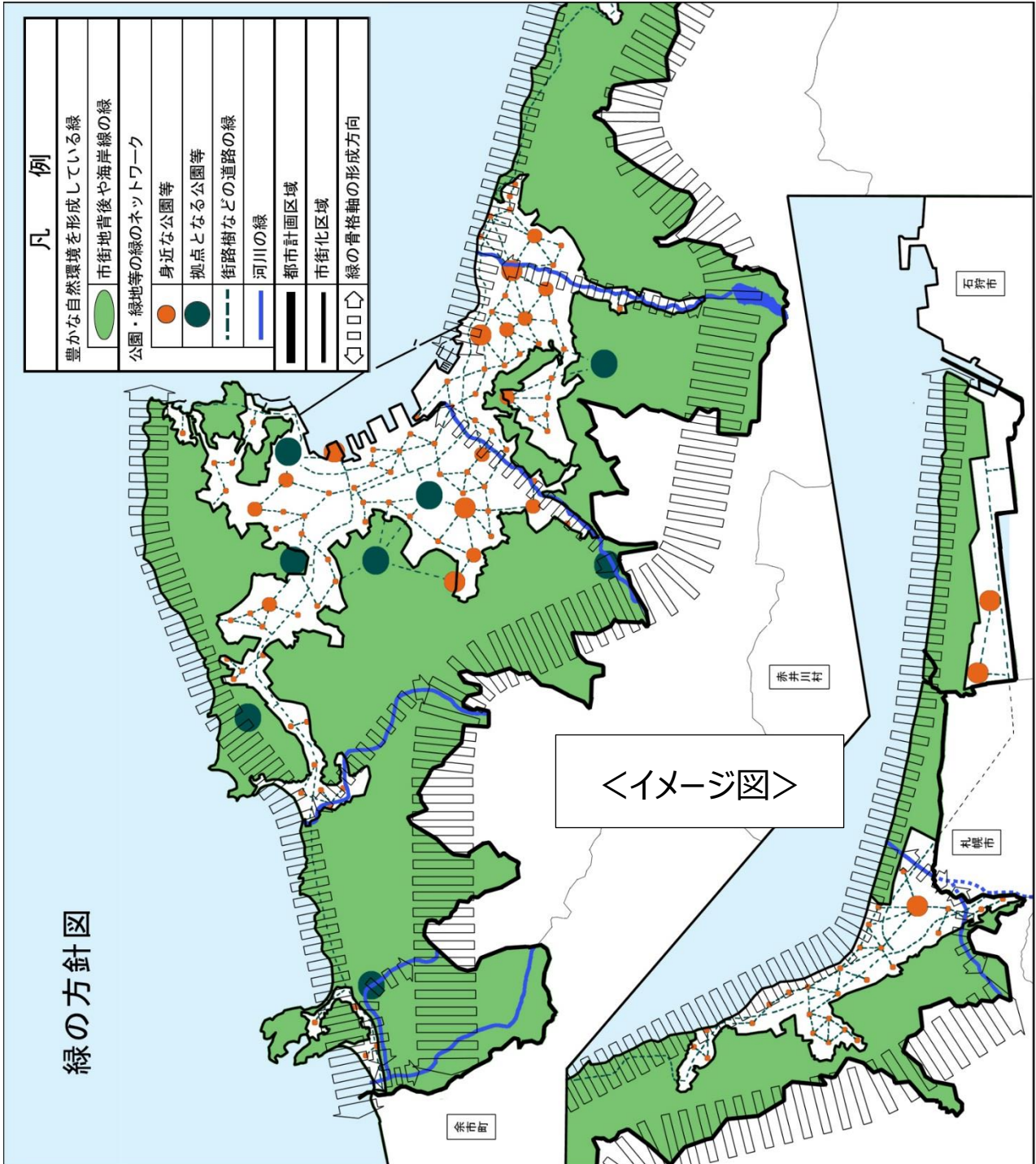
また、市街地に点在する樹林は重要な緑地として、良好な環境を保全します。

3) 自然を学べる環境の充実

市民に、自然の大切さや自然と人との関わり、生態の重要性を理解してもらうため、市民ボランティアの協力を得ながら、自然観察や体験学習の中で学べる環境の充実に努めます。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

(緑の方針図) 【イメージ】



4. 生活環境の方針

快適な生活環境を形成するためには、都市施設の充実や住環境の向上に努めるほか、降雪、高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。

(1) 住宅・住環境の方針

1) 基本的考え方

人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、子どもを産み・育てやすく、全ての人々が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。

公共施設は、機能や配置の見直しにより必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

2) 快適に暮らせる住宅・住環境の向上

① 良好な住環境の形成

住宅地は、自然や街並みと調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度などを有効に活用します。

また、既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、支援制度の活用を促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。

② 良質な公営住宅の供給

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理により、延命化を図ります。

また、建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、全ての人々が住みやすい住宅・住環境の形成に努めるとともに、コミュニティ形成のため、住民が集える場所の整備を検討します。

③ 良質な民間住宅の普及

老朽住宅の改善や高齢化に対応した住宅、災害に強い住宅などの普及を図ります。

3) 子育て世帯の定住促進

子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境を確保するため、公営住宅の建て替えの際に子育て世帯向け住宅を利便性の高い地域において確保するなど、子育て世帯の定住を促進します。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

4) 高齢者や障がい者の住まいの確保

① 公営住宅の確保

公営住宅の建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、高齢者や障がい者が住みやすい住宅を確保します。

② 賃貸住宅への支援

利便性の高い地域において、民間による高齢者世帯向け賃貸住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、高齢者が安心して快適に住むことができる住宅供給を誘導します。

③ 住宅改造への支援

住宅のバリアフリー改造工事などに対する支援制度の活用を促進します。
また、福祉施策と連携を図るとともに助言や情報提供などの支援に努めます。

5) 雪や寒さに強い住環境づくり

① 雪に強い道路・交通の確保

冬の暮らしを安全・快適なものとするため、恒久的な雪堆積場の確保に努めるとともに、効率的で持続可能な雪対策の調査・研究を進めます。

また、歩道の除排雪を推進し、安全な歩行者空間を確保します。

② 雪や寒さに強い住まいづくり

住宅の断熱改修工事など省エネ改修や歩道のロードヒーティングの助成などの支援に努めます。

③ コミュニティ活動の促進

冬期におけるイベントの開催や除雪ボランティアなど、コミュニティ活動の促進に努めます。

(2) 人にやさしい空間の方針

1) 基本的考え方

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化

市有建築物や道路、公園などは、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用しやすさと安全性を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

3) 公共交通施設等のバリアフリー化

公共交通施設や高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する地区では地区内の施設や経路の移動円滑化を図るバリアフリー基本構想の策定について検討します。

第2次 小樽市都市計画マスタープラン

(3) その他の都市施設の方針

1) 基本的考え方

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の適正な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。

2) 下水道施設

①海や河川などの公共用水域の水質保全

処理可能区域内における未水洗世帯の下水道への接続及び、処理可能区域外における合併処理浄化槽の設置促進について周知・啓発を行います。

また、放流水質の適切な管理と事業場に対する排水の水質検査及び立入指導を継続し、啓発・指導の強化を図り、排水基準を超える汚水を下水道に排出させないよう努めます。

②施設の延命化と改築・更新

持続可能な機能確保とライフサイクルコストの低減のため、重要度や優先度を明確にし、効率的かつ効果的な延命化や改築・更新を図ります。

③災害への対応

地震や津波などの災害に対応するため、下水道施設耐震化計画を策定し、計画的に事業を推進するほか、業務継続計画（BCP）の充実に努めます。

道路整備事業などに合わせた計画的な雨水渠の整備を図り、降雨による水害や浸水の防止に努めます。

④空間の多目的利用と周辺環境との調和

公園として活用が図られている施設空間は、今後とも適切な維持管理により、周辺環境との調和に努めます。

3) ごみ処理施設など

①ごみ処理施設の維持管理

北しりべし廃棄物処理広域連合が管理運営する施設については、適切な維持管理による延命化を促進します。

また、事業系廃棄物は事業者自ら処理する責任があることから、排出の抑制を促し、処理施設により適正処理がなされるよう努めます。

②ごみ減量化などの推進

循環型社会形成に向け、市民や事業者と連携しながら、ごみの減量化や資源物の再利用のほかごみの適正処理などの推進に努めます。

4) その他の都市施設

公設市場や火葬場は、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、適切な維持管理又は建て替え整備等を行います。

5. 都市景観の方針

(1) 基本的考え方

本市では、平成 21 年 2 月に「小樽市景観計画」を定めており、その中の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。

近年、国内外から多数の来訪者があり、まちの魅力度も高く評価されています。

今後も、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。

1) 基本目標

- 自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。
- 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
- 小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

2) 基本方針

市域全域における良好な景観の形成に関する方針

- 小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
- 景観形成の核となるシンボル空間の創造
- 地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造
- 四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

- 歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結びつけることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- 景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- 小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

(2) 都市景観形成の方針

1) 自然景観等の保全

本市は海岸線や、市街地に迫る山々の緑は都市景観上重要な役割を果たしています。これらの自然環境を大切に守り、良好な自然景観を保全します。

2) 歴史景観の形成

小樽歴史景観区域では、小樽市景観計画に基づき良好な景観を誘導するとともに、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を進めます。

第 2 次 小樽市都市計画マスタープラン

3) 歴史的建造物の保全と活用

本市特有の景観資源である歴史的建造物については、所有者や使用者の理解・協力のもと、生活環境や経済活動に配慮しながら必要な技術的、経済的支援を行い保全に努めます。

魅力的な都市景観の形成に必要な歴史的建造物の積極的な活用を促進する支援策などについて検討します。

4) 市民協働による景観づくり

都市景観賞や歴史的建造物めぐりなどの実施により、景観づくりに対する市民意識の啓発に努め、景観まちづくり協議会の認定等による市民の自主的な景観形成活動を促進します。

6. 都市防災の方針

(1) 基本的考え方

東日本大震災、北海道胆振東部地震のほか、台風による大雨や河川氾濫、土砂災害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、市民の災害に対する関心・意識が高まっています。

このため、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくりを目指します。

(2) 都市防災の方針

1) 住宅・住環境の防災性向上

建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、狭い道路の改善や空地の確保に努め、防災性の向上を図ります。

また、空き家については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供のほか管理不全な空き家の解消に努めます。

2) 防災拠点の防災性の向上

災害発生時に避難所や防災拠点となる市有建築物は、機能確保のため、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化を図り防災性の向上に努めます。

3) 防災拠点機能の強化

災害時の拠点となる応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携に努めます。

また、規模の大きい公園などは、緊急避難場所やヘリポートとして活用します。

4) 避難経路や救済動線の確保

避難経路の確保のため、災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切に維持管理に努めます。また、緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化・不燃化を促進します。

5) 河川施設の整備

台風などによる大雨や融雪時における水害等に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら、護岸や河床の整備に努めます。

6) 土砂災害防止施設の整備

土砂災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を促進します。

また、宅地造成に関する工事等について災害を防止するため、宅地造成等規制法などの法令に基づき指導を行います。

第 2 次 小樽市都市計画マスタープラン

7) ライフライン施設の安全対策

電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、災害時における機能の確保や耐震化を促進します。

8) 港湾の防災機能の強化

防災機能の強化のため、防波堤や岸壁などの港湾施設の耐震化や機能強化に努めます。